

中山間地域等直接支払制度検討会運営要領

平成11年1月29日

農林水産省構造改善局

1 目的

中山間地域等への直接支払いについては、農政改革大綱において取りまとめられた枠組みに基づき、国民の理解が得られ、かつ、現場に適合した真に効果的、効率的な政策となるよう、その実現に向けた具体的検討を行う必要がある。

このため、農政改革大綱に基づき、中立的な第三者機関として「中山間地域等直接支払制度検討会」を設置し、制度運営の課題、適切な運用方法等につき、12年度概算要求までに検討を行うものとする。

2 会議の招集

会議は、農林水産省構造改善局長が招集する。

3 構成メンバー

(1) メンバーは、別紙のとおりとする。

(2) 座長は、メンバーのうち委員(専門委員は除く。)の互選により選任する。

(3) 座長は、必要に応じ座長代理を指名することができる。

(4) 委員(専門委員を含む。)の代理出席は、原則として認めない。ただし、構造改善局長の了解を得た場合はこの限りでない。

4 意見の開陳

(1) 専門委員は、構造改善局長又は座長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(2) 構造改善局長又は座長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

5 議事

議事は、出席委員(専門委員を除く。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

6 庶務

会議に係る庶務は、構造改善局農政部地域振興課において処理する。